多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

平成29年7月10日
大　崎　市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第７条第１項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第６項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

（松山・三本木地域）

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	２号事業	３号事業	４号事業	地域	重点区域との重複の有無		
○				大崎市松山千石地先	無	H29年度 ～ H33年度	横町集落環境保全隊
○				大崎市三本木蟻ヶ袋地内	無	H29年度 ～ H33年度	三本木蟻ヶ袋地域保全隊
○				大崎市三本木秋田地内	無	H29年度 ～ H33年度	三本木秋田地域保全隊